

ご存じですか？

森林の伐採には届出が必要です

伐採及び伐採後の造林の届出制度

自分の山の木なら自由に伐つていい。そんな風に思っている森林所有者の方はいらっしゃいませんか。たとえ自分の山でも、森林を伐採するときは、事前に届け出をすることが法律で義務付けられています。

◆届出が必要なわけは？

市町村森林整備計画に従った適切な施業を確保するため

市町村森林整備計画に従った適切な施業を行うことで、地域の期待にも応えられる健全で豊かな森林をつくることができます。伐採及び伐採後の造林の届出制度は、森林の伐採がこの計画に従つて適切に行われるよう、届け出をしていただくものです。

それと同時に、森林の大切な働きを失うことのないよう、伐採の跡への造林計画を届け出ることも義務づけられています。また、あわせて鬼北町内の森林資源を把握するという大切な役割もあります。

◆どんな森林が対象？

保安林などを除く民有林

届出の対象となる森林は、保安林と保安地区を除く民有林（地域森林計画の対象森林）です。自分の所有する森林でも届け出が必要です。

◆届け出る内容は？

伐採面積、伐採期間、伐採の方法、伐採後の造林種、伐採後の造林の方法など

届出書の様式が決まっていますので、役場産

業課林政係に備えられている届出書に記載し、提出してください。

◆どんな時でも届け出は必要なの？

原則として事前の届出が必要

森林（竹林を除く）を伐採する場合は、原則として事前の届け出が必要です。都道府県や市町村が実施する公共事業に関する伐採の場合でも、原則として届け出が必要となります。ただし、林地開発の許可を受けた森林を伐採する場合は、届け出の必要はありません。

森林整備計画に基づいた伐採の場合には、事前の届け出となります。※林地開発行為の許可の対象とならない小規模（1ヘクタール以下）な開発により森林を伐採する場合は届け出が必要です。この場合の届け出は鬼北町から愛媛県へ情報提供されます。

◆だれが届け出るの？

森林所有者など伐採の権限を持つ者

届け出るのは、立木の伐採についての権限を持つ者です。例をあげると、次のとおりです。

- ①森林所有者が自分で伐採するときは森林所有者が届け出ます。
- ②伐採業者などが森林所有者から山林の立木を買い受けたときには買い受けた人が届け出ます。
- ③森林所有者が使用人を雇用して伐採したり、請負によつて伐採するときは、森林所有者が届け出ます。

なお、伐採する者と伐採した後に造林する者が異なる場合は、伐採する者が届け出ます。そのため、あらかじめ造林する者と造林について話し合い、造林の計画を決めておく必要がありま

伐採を始める90日前から30日前まで

◆提出先は？

伐採する森林がある市町村の長
役場産業課林政係に届け出してください。

◆届け出をしない場合は？

伐採及び伐採後の造林の計画の変更・遵守命令つて？

伐採計画などが市町村森林整備計画に適合しないときなどに出される命令のこと
伐採方法・伐採齢・伐採後の造林の方法・期間または樹種などが市町村森林整備計画に適合しないと認められる場合、あるいは届け出た計画に従つて伐採や造林を行つていないと認められる場合に、鬼北町長は届け出た者に対し、計画の変更や遵守を命じる場合があります。

◆届け出をしない場合は？

罰則があります

無届出の場合や変更命令、遵守命令に従わない場合には、森林法第207条により、30万円以下の罰金に処せられる場合があります。

◆天然更新をする場合は？

確実な更新を確保すること

森林の伐採後、天然更新する場合は、まわりに母樹があるかどうか、林地に目的とする稚幼樹が生えているかどうかなどを調査し、天然更新することが確実な場合に計画してください。なお、数年経過して更新状態が悪い場合は、植え付けを行うなど、確実な更新を確保してください。

問合せ先 役場産業課林政係

☎ 451-1111 (内線264)